別表１

事業認可申請書　添付書類

|  |
| --- |
| 添付書類（第２条第２項関係） |
| 規則第３２条第２項第４号に基づき、市長が必要と認める書類１　規則第３３条第１項に規定する床面積を示す図面、求積図等の書類２　居住部分の床面積が２５㎡未満である場合、共同で利用する設備の位置を示す図面等の書類３　居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合、共同して利用する設備が別表３の基準を満たしていることを示す書類４　申請住宅が共同居住型賃貸住宅である場合、国土交通大臣が別に定める基準を満たすことを示す書類５　（別紙１）加齢対応構造等のチェックリスト及び記載内容が確認できる図面等※住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合であっても、別紙１①「2　住宅の共用部分に係る基準(2)主たる共用の階段イ①」を記入すること。）６　（別紙２）法第５４条第２号から第７号までの基準に適合することを誓約する書面７　（別紙３）要綱第３条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書面８　（別紙４）修繕計画書９　法第５４条第６号に掲げる前払金を受領する場合の必要な保全措置が講じられていることを証する書類10　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備（既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを除く。）をしようとする場合にあっては、当該賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類11　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅を有する場合にあっては、次に掲げる書類イ　当該申請しようとする者が当該賃貸住宅を有する者であることを証する書類ロ　当該申請しようとする者が当該賃貸住宅の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類12　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあっては、次に掲げる書類イ　当該申請しようとする者が当該権利を有する者であることを証する書類ロ　当該賃貸住宅を有する者が当該賃貸住宅の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類ハ　当該申請しようとする者が当該賃貸住宅において法第５２条に規定する事業を行うことについて当該賃貸住宅を有する者が承諾したことを証する書類13　認可を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書14　認可を申請しようとする者が個人である場合においては、住民票の抄本又は住民票記載事項証明書15　賃借人との終身建物賃貸借契約書の書式16　その他市長が必要と認める書類 |

【事業認可申請書添付書類作成要領】

　　第２条第１項の事業認可申請書（様式第１号）に認可を申請しようとする者が個人である場合においては、住民票の抄本又は住民票記載事項証明書添付する書類の作成については、法、規則及び告示に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）規則第３２条第２項第１号に規定する「各階平面図」については、縮尺１／１００又は１／２００程度で作成すること。

（２）別表１の１から４並びに５の「記載内容が確認できる図面等」については、規則第３２条第２項第１号に規定する「各階平面図」又は同第２号に規定する「賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図」に、寸法、求積根拠並びに構造設備の状況等を記載することをもって、これに代えることができる。